# 令和3年9月定例県議会付議案 (議員提出議案)

鳥取県議会

# 目 次

議員提出議案第1号	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限	
	延長を求める意見書	1
議員提出議案第 2 号	「こども庁」の設置を求める意見書	3
議員提出議案第3号	コロナ禍による米価下落に対する緊急支援を求める意見書	6
議員提出議案第 4 号	台湾のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する 包括的及び先進的な協定)参加を積極的に支援するよう 求める意見書	9
議員提出議案第 5 号	憲法改正に向けた国会における議論の推進と国民的議論の喚起を求める意見書	12
議員提出議案第 6 号	国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める意見書	14
議員提出議案第7号	子どもと子育て世帯への経済的支援を求める意見書 …	17
議員提出議案第8号	原発稼働における周辺地域を含む地元同意の法制化を 求める意見書	20

# 議員提出議案第1号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長を求める 意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年10月11日

伊 藤 保 野 坂 道 明 薫 治 英 夫 尾 興 崎 福 田俊 史 藤 縄 喜 和 浜 崎 晋 浜 田一 哉 男 内 澤 紀 田 隆 嗣 島 谷 龍 司

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長を求める意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」(以下「特土法」という。)が制定され、その対策が講じられることとなった。

以来、13回にわたる期限延長が図られ、治山、砂防、農地改良など県土の保全や農業生産力の向上に多大な成果を上げてきているところであるが、特土法は令和3年度末をもって失効することとなっている。

しかしながら、近年、台風や局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が発生する中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を講じることで、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壌の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備など、農業生産力の向上に必要な事業も依然として残されている。

よって、国においては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察の上、特土法の期限を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣総務大臣財務大臣農林水産大臣国土交通大臣

# 議員提出議案第2号

「こども庁」の設置を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年10月11日

伊 藤 保 野 坂 道 明 尾 崎 薫 興 治 英 夫 田俊史 藤 縄 喜 和 福 晋 浜 崎 浜 田一 哉 男 紀 内 澤 田隆 嗣 島 谷 龍 司

#### 「こども庁」の設置を求める意見書

少子高齢化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長発達を力強くサポート していくことの重要性はかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携し て取り組むべき課題となっている。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な課題に直面しており、結婚、妊娠、 出産、医療、療育、保育、教育、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など、住民 からの多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく現場の職員は尽力しているところで ある。しかしながら、国の一元的な窓口が存在しないため、中央省庁と地方行政との間で 十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースも生じている。

こうした縦割りの弊害を乗り越えるとともに、子ども・子育てに関する現場の実態を踏まえ、必要な財源を確保しながら子どもの視点に立った政策を総合的に推進していくため、 国・都道府県・市町村の連携のプラットフォームとして機能する「こども庁」の設置が必要であると考えるところである。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう 強く要望する。

- 1 専任の大臣の下で、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。「こども庁」設置とそれに伴う政策の拡充等に当たっては、国と地方で連携を強化するための協議の場を設けること。
- 2 「こども庁」には、子どもに関する課題と予算の網羅的・一元的把握と、縦割りを克服し府省庁横断で施策を推進するための強い総合調整機能、調査機能、データの一元的な集約と影響評価、政策立案等の権限を持たせること。
- 3 こども関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げるとともに、子ども関連施策に対する地方財政措置や人材確保支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

議 院 議 長 衆 議 院 議 参 長 閣 総 理 大 内 臣 務大 法 臣 務大 臣 財 文 部 科 学 大 臣 厚 生 労 働大 臣 内閣官房長官 国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣(少子化対策) 内閣府特命担当大臣(規制改革) 全世代型社会保障改革担当大臣 孤独·孤立対策担当大臣 こども政策担当大臣

# 議員提出議案第3号

コロナ禍による米価下落に対する緊急支援を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年10月11日

保 野 坂 道 明 伊藤 尾 崎 薫 興 治 英 夫 史 縄 喜 俊 和 福 田 藤 晋 浜 崎 浜 田一 哉 男 澤 紀 内 田 隆 嗣 島 谷 龍 司

#### コロナ禍による米価下落に対する緊急支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大による全国的な米需要の「消失」は、2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は大暴落し、感染者拡大と自粛要請、さらに累次の緊急事態宣言の発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と価格下落は底なしの状態となっている。

その結果、今年の10月末には、全国で古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準にある。このままでは2021年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず、2022年産米米価も上昇することはかなわず、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねない。

鳥取県では、生産者や生産者団体等が協力し、今年の主食用米の生産面積を360ha削減し、 国や県の支援策も受けながら飼料用米などへの転作を進めてきた。しかし全国的なコメ需要の低下と大量在庫の影響を受け、2021年産米の前渡金は約2割低下しており、このことは農家経営を圧迫し、鳥取県農業産出額の約2割を占める米の価格下落は、鳥取県経済にも深刻な影響を与えることになる。

かつてない危機的な米価暴落をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大はまさに災害ともいえるものであり、これにより発生した需要減少分は、国が責任をもって、「過剰在庫」を市場隔離したり、特別な米価支援策を講じるなどして、生産者や流通業者に負担をかけることなく対応することが必要である。

よって、国においては、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫米を政府が緊急に買い上げるなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに、米価下落に歯止めをかける緊急かつ特別な支援策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣農林水産大臣

# 議員提出議案第4号

台湾のCPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び 先進的な協定)参加を積極的に支援するよう求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年10月11日

語	堂	正	範		常	田	賢	<u>-</u>
Ш	部		洋		松	田		正
藤	井		博		鹿	島		功
Щ	П	雅	志		安	田	由	毅
濵	辺	義	孝		中	島	規	夫
福	田	俊	史		藤	縄	喜	和
斉	木	正	_		浜	崎	晋	_
西	Ш	憲	雄		浜	田		哉
澤		紀	男		広	谷	直	樹
内	田	隆	嗣		野	坂	道	明
島	谷	龍	司		銀	杏	泰	利

台湾のCPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)参加を積極的に支援するよう求める意見書

日本と台湾は観光、文化、スポーツなど様々な分野で交流が行われており、これまで我が国が大規模自然災害など甚大な被害に見舞われるたび台湾から多くの支援が届けられるなど、台湾は我が国にとって深い信頼と友情で結ばれた重要なパートナーである。

本県との関係においては、台湾への梨の穂木の輸出をきっかけとして交流を開始し、台中市政府との間で、平成29年に観光交流協定を締結、平成30年には友好交流協定を締結し、青少年交流をはじめ観光・物産、スポーツなど幅広い分野で交流を継続するなど、経済的・文化的な交流へと深化している。日台間のさらなる連携と相互の発展は、私たち地方にとってもその恩恵は大変大きいものとなっている。

経済的にも、令和2年の日台双方の貿易総額は約7兆5千億円に達し、日本にとって台湾は第4位の輸出入先となっており、日台は戦略的な協力関係を築くとともに、多くの日本企業が台湾で研究センターを立ち上げるなど、日本の先端技術と台湾の製造技術との連携により重要な貿易パートナーとなっている。

このような関係にある台湾がCPTPPに加盟することは、我が国の経済はもとより、 アジア太平洋地域の経済貿易に活力を注ぎ、地域の経済に好循環を生み出すものである。

去る9月22日に正式に加盟申請をした台湾は、CPTPPの参加国拡大交渉において本年議長国を務める日本の継続的な参加支持に期待しており、現在の枠組みにおいて日本は重要かつ影響力を持ったメンバーであることから、その支持は大きな意義を持つこととなる。

よって、国においては、早急に台湾のCPTPP参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥取県議会

衆 院 議 長 議 議 参 議 院 長 内閣総理大臣 外 務 大 臣 大 財 務 臣 農林水産大臣 経 済 産 業 大 臣 内 閣 官 房 長 官 経済再生担当大臣 経済安全保障担当大臣

# 議員提出議案第5号

憲法改正に向けた国会における議論の推進と国民的議論の喚起を 求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年10月11日

語	堂	正	範		常	田	賢	<u>-</u>
Ш	部		洋		松	田		正
藤	井	_	博		鹿	島		功
Щ	П	雅	志		安	田	由	毅
濵	辺	義	孝		中	島	規	夫
福	田	俊	史		藤	縄	喜	和
斉	木	正	_		浜	崎	晋	_
西	Ш	憲	雄		浜	田		哉
澤		紀	男		広	谷	直	樹
内	田	隆	嗣		野	坂	道	明
島	谷	龍	司		銀	杏	泰	利

憲法改正に向けた国会における議論の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重 の三原則の下、我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は憲法の根幹をな すものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現行憲法は、今日に至るまでの70年を超える間、一度の改正も行われていない。 この間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化を遂げており、とりわけ大規模災害や 感染症のまん延などの緊急事態や、我が国を取り巻く国際情勢の複雑化等に直面し、制定 当時は想定もできなかった事態への対応が求められている。

このような時代状況の大きな変革に即して、平成19年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立したことに伴い国会に憲法審査会が設置され、併せて、今年6月には国民投票に際して利便性向上を図る同法改正案が可決成立したことを踏まえて、憲法改正に向けた態勢が整ったところである。

憲法は国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者で ある国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきものである。

よって、国においては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、国会で活発かつ広 範な議論を推進するとともに、国民的な議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣

# 議員提出議案第6号

国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を 求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年10月11日

 坂
 野
 経三郎
 西
 村
 弥
 子

 森
 雅
 幹
 尾
 崎
 薫

 浜
 田
 妙
 子
 興
 治
 英
 夫

 伊
 藤
 保
 福
 間
 裕

#### 国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に対して政府が進めてきた政策では、感染抑制と感染拡大の 波が何度となく繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深刻 な影響を与えている。その上、デルタ株の感染拡大や、緊急事態宣言が発出されても人流 が十分に抑えられなくなったことなどもあり、これまでにない新規感染者数を記録すると ともに、特に50代以下の重症化が顕著にみられるようになっている。このため、今後、こ れまで経験したことのないような医療ひっ迫となる恐れがある。「助かる命が助からなく なる」という最悪の事態を食い止めなければならない。「国民の命と暮らしを守る」観点 から、次の事項を徹底し、万全の対策を講ずるよう、強く求める。

- 1 新型コロナウイルス感染症の中等症患者については、従来通り「入院して加療を行う」 という原則を堅持すること。
- 2 あらゆる方策を講じても入院ができない場合には、臨時の医療施設を設置したり、酸素吸入器付きの入院待機ステーションや宿泊療養施設を確保するなど、必要な医療を受けられる体制を整備すること。
- 3 様々な手を尽くしても感染急拡大により、やむを得ず患者が自宅療養する場合には、 少なくとも在宅で持続的な酸素投与ができる体制を整備するとともに、感染防護品を確 実に供給すること。また、自宅療養中に容体が悪化した場合に、迅速に対応し、確実に 入院できる体制を整備すること。
- 4 自宅等で療養している患者が診療を受けられずに放置されることがないよう、確実に 訪問診療等を受けられる体制を整備すること。
- 5 抗体カクテル療法が必要な場合は、宿泊療養施設や医療機関の外来などでも確実かつ 安全に受けられるよう供給量を確保し、速やかに体制を整備すること。
- 6 新型コロナウイルス患者に対応した医療従事者等への慰労金を速やかに再支給すること。
- 7 必要な人が検査を受けられる体制を整備するとともに、保健所体制の抜本強化を図ること。
- 8 生活困窮者を対象に、特別給付金を速やかに支給すること。
- 9 ふたり親家庭も含む低所得の子育て家庭に対して、特別給付金を再支給すること。
- 10 国内の経済的影響が引き続き深刻であることに鑑み、事業規模に配慮しつつ、給付要

件を緩和して、持続化給付金を再支給すること。

11 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる追加交付をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

議 衆 院 議 長 参 議 院 議 長 閣 総 理 大 臣 内 様 厚 生 労 働 大 臣 新型コロナウイルス感染症対策担当大臣

# 議員提出議案第7号

子どもと子育て世帯への経済的支援を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年10月11日

 坂
 野
 経三郎
 西
 村
 弥
 子

 森
 雅
 幹
 尾
 崎
 薫

 浜
 田
 妙
 子
 興
 治
 英
 夫

 伊
 藤
 保
 福
 間
 裕

#### 子どもと子育て世帯への経済的支援を求める意見書

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、子育て世帯は厳しい状況におかれている。そもそも、我が国の子ども子育て関係の予算は、先進国の中でも低い水準であり、子ども子育て世帯は十分な支援を受けていない。

政府は、子どもに関する政策を一元的に遂行する行政組織「こども庁」の創設に向けて 検討を行っているが、一方で、2021年の第204回通常国会において児童手当の月5000円の特 例給付について、年収約1200万円以上の世帯を対象から外す法改正を行い、約61万人が支 給を受けられないことになった。

社会全体で子どもの育ちを支える観点から、単に新しい行政組織という器を作るだけではなく、関係予算の大幅な拡充と手厚い公的支援を進める必要がある。

よって本議会は、子どもと子育て世帯への経済的支援の拡充のため、国に対し、次の事項について早急な実施を求める。

- 1 低所得のひとり親世帯だけでなく、ふたり親世帯を含む子育て世帯の生活を支援する ため、政府が2021年3月に支給を決定した「子育て世帯生活支援特別給付金」と同内容 の給付金を速やかに支給すること。
- 2 現在、中学生までとなっている児童手当の支給対象を高校生までに拡大すること。
- 3 2021年第204回通常国会で廃止となった、年収約1200万円以上の世帯に対する児童手当 の特例給付である月5000円を復活させること。
- 4 「高等学校等就学支援金制度」について、所得制限を撤廃し、すべての家庭を対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

 衆
 議
 長

 参
 議
 長

 内
 閣
 総
 理
 大
 臣

 財
 務
 大
 臣
 臣

 財
 労
 債
 大
 臣
 臣

 厚
 生
 労
 債
 長
 官

 内閣府特命担当大臣(少子化対策)
 大
 臣

 こ
 む
 政
 担
 当
 大

# 議員提出議案第8号

原発稼働における周辺地域を含む地元同意の法制化を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年10月11日

坂 野 経三郎 西 村 弥 子 森 雅 幹 尾 崎 薫 治 田 妙 子 興 英夫 浜 伊藤 保 福 間裕 隆

#### 原発稼働における周辺地域を含む地元同意の法制化を求める意見書

2011年3月の福島原発事故では、立地自治体のみならず、広範囲に放射性廃棄物が飛散し、周辺自治体にも多大な影響を及ぼした。

国は原子力政策を国策として推進してきたにもかかわらず、この責任を東京電力に押しつけ、損害賠償責任を果たすことなく、すべて電力会社に負わせている。

2012年の法改正で原子力の安全規制は新設の原子力規制委員会に一元化されたが、その原子力規制委員会は、「原発稼働における審査合格については、安全を担保したものではない。」と発言している。また、原発の稼働については、原子炉等規制法によって原子力規制委員会の許可等が必要とされているが、法律上、地元自治体の同意は要件とされていない。現状は、国が法律に基づかず、地元同意を求めているにすぎない状況である。

このような中、全国の原発周辺自治体は電力会社に対し、立地自治体並みの安全協定締結を求めているが、東海第2原発周辺以外締結した自治体は皆無である。

周辺自治体である鳥取県は、事故リスクのみ背負い、原発稼働の是非に関しては、何ら権限を有していない。

以上のことから、次の事項について国に強く求める。

- 1 電力会社との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとと もに、周辺自治体の声が確実に反映されるよう同意を求める範囲、周辺自治体の位置づ けを明らかにする仕組みを法制化すること。
- 2 原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、その対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切に負担する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

 衆
 議
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上